

「特別職の職員の身分の取扱い」について

音羽町及び御津町の常勤の特別職（教育長を含む。）及び非常勤の特別職（農業委員を除く。）の職員は、合併の前日をもって失職するものとする。

行政委員会（農業委員会を除く。）及び審議会等の附属機関並びに嘱託員等の非常勤の特別職については、現に1市2町で設置されていて新市において引き続き設置する必要があるものは原則として統合し、独自に設置されているものについては、合併時までにはそのあり方を検討する。なお、行政委員会及び附属機関等の委員構成については、1市2町の長が別に協議して定める。